

津 市 公 報		第 49 号 平成20年1月7日 月 曜 日
目 次		
条 例		
津市後期高齢者医療に関する条例		
津市市長及び教育委員会の職務権限の特例に関する条例		
津市行政組織条例の一部を改正する条例		
津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例		
津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例		
津市水道事業給水条例の一部を改正する条例		
津市簡易水道条例の一部を改正する条例		
津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
規 則		
津市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則及び津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則		
津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則		
津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		
津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則		
告 示		
国民健康保険被保険者証の無効		
公示送達		
指定金融機関の指定		
津市下水道排水設備指定工事店の指定		
公 告		
開発行為に関する工事の完了		
開発行為に関する工事の完了		
開発行為に関する工事の完了		
開発行為に関する工事の完了		
土地改良事業計画の変更		
津市農業振興地域整備計画の変更		
教育委員会告示		
教育委員会の招集		
監査委員告示		
監査結果に対する措置報告		
監査公表		
水道局告示		
津市水道局指定給水装置工事業者の指定		
津市水道局指定給水装置工事業者の廃止		
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。		

津市後期高齢者医療に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 26 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 39 号

津市後期高齢者医療に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市が行う後期高齢者医療について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年三重県後期高齢者医療広域連合条例第 36 号。以下「広域連合条例」という。）その他法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(本市において行う事務)

第 2 条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例第 2 条の葬祭費の支給に係る申請書の受付
- (2) 広域連合条例第 16 条の保険料の額に係る通知書の引渡し
- (3) 広域連合条例第 17 条第 2 項の保険料の徴収猶予に係る申請書の受付
- (4) 広域連合条例第 17 条第 2 項の規定による保険料の徴収猶予の申請に対して三重県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (5) 広域連合条例第 18 条第 2 項の保険料の減免に係る申請書の受付
- (6) 広域連合条例第 18 条第 2 項の規定による保険料の減免の申請に対して三重県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (7) 広域連合条例第 19 条本文の申告書の受付
- (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務

(保険料を徴収すべき被保険者)

第 3 条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する被保険者
- (2) 法第 55 条第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（同

項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市の区域内に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市の区域内に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市の区域内に住所を有していた被保険者

(普通徴収に係る納期等)

第4条 普通徴収(法第107条第1項に規定する普通徴収をいう。)の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月末日まで

第2期 8月1日から同月末日まで

第3期 9月1日から同月末日まで

第4期 10月1日から同月末日まで

第5期 11月1日から同月末日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月末日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

第9期 3月1日から同月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する納期によることが困難であると認める被保険者に係る納期については、別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者に対して、その納期を通知しなければならない。

3 保険料の納期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、前2項の規定にかかわらず、これらの日の翌日をその納期限とみなす。

4 各納期に納付すべき保険料の額は、その年度に納付すべき保険料の額を納期の数で除して得た額とする。

5 前項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期における納付額に合算するものとする。

(保険料の額の通知)

第5条 市長は、保険料の額が定まったときは、速やかにこれを被保険者に通

知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の督促手数料）

第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、80円とする。

（延滞金）

第7条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、その金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する延滞金額の端数計算については、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の4の2第5項の規定を準用する。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第9条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第10条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（本市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第11条 前2条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。）について普通徴収の方法により保険料を徴収するときは、第4条第1項に規定する納期に係る保険料のうち、第1期から第3期までの分の保険料は徴収せず、第4期からの分の保険

料を徴収するものとする。この場合において、同条第 2 項の規定の適用については、同項中「別に定める」とあるのは、「10 月 1 日以後において別に定める」とする。

津市市長及び教育委員会の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 26 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 40 号

津市市長及び教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するものとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

津市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 26 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 41 号

津市行政組織条例の一部を改正する条例

津市行政組織条例（平成 18 年津市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「市長公室」を「政策財務部」に、
「財務部」「市民部」を「市民部」に改める。
「スポーツ・文化振興室」

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 政策財務部

- ア 市政の総合企画及び調整に関すること。
- イ 秘書に関すること。
- ウ 地域審議会に関すること。
- エ 広報に関すること。
- オ 財政に関すること。
- カ 財産に関すること。
- キ 市税に関すること。
- ク 工事の検査に関すること。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 総務部

- ア 市議会に関すること。
- イ 文書及び情報公開に関すること。
- ウ 例規に関すること。
- エ 組織及び行政改革に関すること。
- オ 職員に関すること。
- カ 契約に関すること。
- キ 情報化の推進に関すること。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号に次のように加え、同号を第 4 号とする。

オ 広聴に関すること。

第2条第4号の次に次の1号を加える。

(5) スポーツ・文化振興室

ア スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

イ 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

第2条第11号エ中「公園及び」を削り、同条第12号に次のように加える。

エ 公園に関すること。

オ 河川、砂防及び急傾斜地に関すること。

第2条第13号ウを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（津市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

2 津市職員等の旅費に関する条例（平成18年津市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第21条第5項中「市長公室東京事務所」を「政策財務部東京事務所」に改める。

（津市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 津市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「総務部」を「政策財務部」に改める。

（津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

4 津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条、第11条第1項及び第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（津市美里文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

5 津市美里文化センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第240号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条、第11条第1項、第12条及び第15条中「教育委員会」を「市

長」に改める。

第16条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(津市白山総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 6 津市白山総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第241号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条、第11条第1項及び第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(津市文化振興条例の一部改正)

- 7 津市文化振興条例（平成18年津市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第12条第6項中「教育委員会事務局」を「スポーツ・文化振興室」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 8 津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条、第6条、第10条第1項、第11条及び第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第13備考9中「教育委員会」を「市長」に改める。

(津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 9 津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第251号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条、第9条、第11条第1項、第12条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(津市行財政改革推進委員会条例の一部改正)

- 10 津市行財政改革推進委員会条例（平成18年津市条例第267号）の一

部を次のように改正する。

第7条中「市長公室」を「総務部」に改める。

(津市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 1 1 津市特別職報酬等審議会条例（平成18年津市条例第268号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市長公室」を「総務部」に改める。

(津市生涯学習スポーツ審議会条例の一部改正)

- 1 2 津市生涯学習スポーツ審議会条例（平成18年津市条例第277号）の一部を次のように改正する。

第9条中「において」の次に「総括し、及び」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、スポーツ分科会に係るものについては、スポーツ・文化振興室において処理する。

(津市総合計画審議会条例の一部改正)

- 1 3 津市総合計画審議会条例（平成18年津市条例第309号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市長公室」を「政策財務部」に改める。

(津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 1 4 この条例の施行前に附則第4項から第6項まで、第8項及び第9項の規定による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、附則第4項から第6項まで、第8項及び第9項の規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 26 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 42 号

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
(津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 18 年津市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「前 2 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で法第 28 条の 5 第 1 項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 32 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第 2 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の 1 週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けることができる。

第3条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとし」を、「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第4条第2項中「8日（再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日」を「8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては4週間ごとの期間につき8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては4週間ごとの期間につき8日以上の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該短時間勤務等の内容）」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、「で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

（津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項」を「第7

条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条及び第 15 条（これらの規定を育児休業法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 2 条第 6 号中「のほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第 3 条第 1 号中「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第 3 号を次のように改める。

- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第 3 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が 3 月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第 5 条第 1 号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第 11 条を第 23 条とし、第 10 条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付し、同条中「第 5 条」を「第 13 条」に改め、同条を第 22 条とする。

第 9 条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条中「津市職員の給与に関する条例」を「給与条例」に、「同条例」を「給与条例」に改め、同条を第 21 条とする。

第 8 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（部分休業の承認）」を付し、同条中「、1 日を通じて 2 時間（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定による育児時間を承認されている職員については、2 時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の 1 項を加え、同条を第 20 条とする。

2 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定による育児時間

を承認されている職員に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第７条中「第９条第１項」を「第１９条第１項」に改め、同条第３号中「部分休業をし」を「職員が部分休業により養育し」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第４号とし、同条第２号を同条第３号とし、同条第１号の次に次の１号を加え、同条を第１９条とする。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員

第６条を削り、第５条の３の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条第１項中「平成１８年津市条例第４２号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、同条第２項中「津市職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条を第７条とし、同条の次に次の１１条を加える。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第８条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第９条 育児休業法第１０条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員

(4) 津市職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している職員

(5) 育児短時間勤務（育児休業法第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合

における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が第13条第3号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、か

つ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第13条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第14条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第15条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該育児短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の給与の取扱い)

第16条 育児短時間勤務職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務

務をすることとなった職員を含む。) についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 条 第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により任命権者が定めた勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 1 3 条 第 1 項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第 2 4 条 第 2 項 第 2 号 及び 第 3 項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第 2 7 条 第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 8 時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 0 0（その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、1 0 0 分の 1 2 5）を乗じて得た額とする
第 3 2 条 第 4 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第 3 2 条 第 5 項 及び 第 3 5 条 第 3 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 3 2 条 第 6 項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第 17 条 第 6 条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(短時間勤務職員の給与の取扱い)

第 18 条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 条	規則で定める	規則で定める初任給の基準に従い決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により任命権者が定めた勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 9 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 24 条第 2 項第 2 号及び第 3 項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）
第 27 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 8 時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする
第 43 条	再任用職員	短時間勤務職員
第 44 条第 1 項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

第 5 条の 2 の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第 6 条とする。

(津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に改め、同条第2項中「法」を「再任用職員で法」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の津市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 平成19年8月1日において現に育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とする。

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 26 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 43 号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表津市白銀環境清掃センターの項中

「1 ごみ（可燃物（粗大 ごみに限る。）及び不 燃物に限る。）	「ごみ（可燃物（粗大ごみ に限る。）及び不燃物に 限る。）	
2 廃棄物処理条例第 1 1 条第 3 項の規定によ り、市長が別に定める 産業廃棄物	を	に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の津市白銀環境清掃センターの使用について適用し、施行日前の津市白銀環境清掃センターの使用については、なお従前の例による。

津市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに
公布する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 4 4 号

津市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第
1 4 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 26 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 45 号

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項の表中「420 円」を「504 円」に、「840 円」を「997 円」に、「1,365 円」を「1,638 円」に、「2,940 円」を「3,150 円」に、「5,460 円」を「5,880 円」に、「8,505 円」を「9,240 円」に、「19,215 円」を「20,790 円」に、「40,845 円」を「43,995 円」に、「99,015 円」を「107,100 円」に、「176,715 円」を「190,155 円」に、「275,415 円」を「298,200 円」に、「52.50 円」を「63.00 円」に、「94.50 円」を「115.50 円」に、「162.75 円」を「194.25 円」に、「173.25 円」を「210.00 円」に、「183.75 円」を「220.50 円」に、「199.50 円」を「236.25 円」に、「204.75 円」を「241.50 円」に改め、同条第 2 項中「78.75 円」を「94.50 円」に改め、同条第 3 項中「388.50 円」を「467.25 円」に改める。

第 34 条第 1 項の表を次のように改める。

13 ミリメートル	70,350 円
20 ミリメートル	170,100 円
25 ミリメートル	265,650 円
30 ミリメートル	384,300 円
40 ミリメートル	684,600 円
50 ミリメートル	1,067,850 円
75 ミリメートル	2,405,550 円
100 ミリメートル	4,273,500 円
150 ミリメートル	9,616,950 円

200ミリメートル	17,100,300円
250ミリメートル	26,719,350円
300ミリメートル以上	管理者が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の津市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第23条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日以後における最初の検針に係る使用水量については、日々均等に使用したものとみなす。
- 4 新条例第34条第1項の規定は、施行日以後に給水装置工事の申込みを受理したものについて適用し、施行日前に給水装置工事の申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

津市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 26 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 46 号

津市簡易水道条例の一部を改正する条例

津市簡易水道条例（平成 18 年津市条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中「420 円」を「504 円」に、「840 円」を「997 円」に、「1,365 円」を「1,638 円」に、「2,940 円」を「3,150 円」に、「5,460 円」を「5,880 円」に、「8,505 円」を「9,240 円」に、「19,215 円」を「20,790 円」に、「40,845 円」を「43,995 円」に、「99,015 円」を「107,100 円」に、「176,715 円」を「190,155 円」に、「275,415 円」を「298,200 円」に、「52.50 円」を「63.00 円」に、「94.50 円」を「115.50 円」に、「162.75 円」を「194.25 円」に、「173.25 円」を「210.00 円」に、「183.75 円」を「220.50 円」に、「199.50 円」を「236.25 円」に、「204.75 円」を「241.50 円」に改め、同条第 2 項中「78.75 円」を「94.50 円」に改め、同条第 3 項中「388.50 円」を「467.25 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の津市簡易水道条例第 3 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る簡易水道事業の用に供する水道の料金（以下「簡易水道料金」という。）について適用し、施行日前の使用に係る簡易水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日以後における最初の検針に係る使用水量については、日々均等に使用したものとみなす。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 26 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 47 号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 津市職員の給与に関する条例（平成 18 年津市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 3 項中「6, 000 円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち 1 人については 6, 500 円、）」を「6, 500 円（」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

第 20 条第 3 項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第 3 号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

第 35 条第 2 項第 1 号中「100 分の 72.5」を「100 分の 77.5」に、「100 分の 92.5」を「100 分の 97.5」に改める。

別表第 1 中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
131,800	183,800	221,100
132,900	185,600	223,000
134,000	187,400	224,900
135,100	189,200	226,800
136,200	190,800	228,600
137,300	192,600	230,600
138,400	194,400	232,600
139,500	196,200	234,600
140,600	198,000	236,600
141,700	199,800	238,600
142,800	201,600	240,600

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
133,400	185,800	222,900
134,500	187,600	224,800
135,600	189,400	226,700
136,700	191,200	228,500
137,900	192,800	230,200
139,000	194,600	232,100
140,100	196,400	234,000
141,200	198,200	235,800
142,300	200,000	237,700
143,400	201,800	239,600
144,500	203,600	241,500

144, 100	203, 400	242, 600
145, 400	205, 000	244, 600
146, 700	206, 900	246, 600
148, 000	208, 800	248, 600
149, 500	210, 700	250, 600
151, 000	212, 600	252, 600
152, 500	214, 600	254, 600
153, 800	216, 600	256, 600
155, 300	218, 600	258, 600
156, 800	220, 400	260, 500
158, 300	222, 400	262, 400
159, 700	224, 400	264, 300
162, 300	226, 400	266, 200
164, 900	228, 300	268, 200
167, 500	230, 200	270, 100
170, 200	232, 100	272, 000
171, 900	234, 000	273, 900
173, 600	235, 700	275, 800
175, 300	237, 300	277, 700
176, 800	238, 900	279, 600
178, 600	240, 500	281, 500
180, 400	242, 100	283, 200
182, 200	243, 700	285, 100
183, 800	245, 300	287, 000
185, 300	246, 900	288, 900
186, 800	248, 400	290, 600
188, 300	250, 000	292, 400
189, 600	251, 600	294, 200
190, 900	253, 200	296, 000
192, 200	254, 600	297, 900
193, 500	256, 000	299, 600
194, 900	257, 400	301, 300
196, 200	258, 800	303, 000
197, 500	260, 100	304, 700
198, 800	261, 500	306, 400

145, 900	205, 400	243, 400
147, 200	207, 000	245, 300
148, 500	208, 900	247, 200
149, 800	210, 800	249, 000
151, 300	212, 700	250, 800
152, 800	214, 600	252, 600
154, 400	216, 500	254, 600
155, 700	218, 400	256, 600
157, 200	220, 300	258, 600
158, 700	222, 000	260, 500
160, 200	223, 900	262, 400
161, 600	225, 800	264, 300
164, 300	227, 700	266, 200
166, 900	229, 500	268, 200
169, 500	231, 300	270, 100
172, 200	233, 100	272, 000
173, 900	234, 900	273, 900
175, 600	236, 500	275, 800
177, 300	238, 000	277, 700
178, 800	239, 500	279, 600
180, 600	241, 000	281, 500
182, 400	242, 500	283, 200
184, 200	244, 000	285, 100
185, 800	245, 500	287, 000
187, 300	247, 100	288, 900
188, 800	248, 400	290, 600
190, 300	250, 000	292, 400
191, 600	251, 600	294, 200
192, 900	253, 200	296, 000
194, 200	254, 600	297, 900
195, 500	256, 000	299, 600
196, 900	257, 400	301, 300
198, 200	258, 800	303, 000
199, 500	260, 100	304, 700
200, 800	261, 500	306, 400

を

に改める。

200,000	262,900	308,100
201,300	264,300	309,800
202,600	265,600	311,300
203,900	266,900	312,900
205,100	268,200	314,500
206,300	269,500	316,100
207,500	270,600	317,800
208,700	271,900	319,400
210,000	273,200	321,000
211,100	274,500	322,600
212,200	275,700	324,100
213,300	276,800	325,300
214,400	277,900	326,500
215,500	279,000	327,700
216,600	280,200	328,800
217,700	281,200	329,800
218,800	282,200	330,800
219,900	283,200	331,800
221,000	284,200	332,700
222,100	285,100	333,500
223,000	286,000	334,300
224,100	286,900	335,100
225,200	287,900	336,000
226,300	288,700	336,700

202,000	262,900	308,100
203,300	264,300	309,800
204,600	265,600	311,300
205,900	266,900	312,900
207,100	268,200	314,500
208,200	269,500	316,100
209,300	270,600	317,800
210,400	271,900	319,400
211,600	273,200	321,000
212,600	274,500	322,600
213,600	275,700	324,100
214,600	276,800	325,300
215,600	277,900	326,500
216,600	279,000	327,700
217,600	280,200	328,800
218,600	281,200	329,800
219,600	282,200	330,800
220,600	283,200	331,800
221,600	284,200	332,700
222,600	285,100	333,500
223,400	286,000	334,300
224,400	286,900	335,100
225,400	287,900	336,000
226,500	288,700	336,700

別表第 2 アの表中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
202,200	263,500
204,400	266,600
206,600	269,700
208,800	272,800
210,900	275,900
213,100	278,800
215,300	281,700

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
204,600	265,400
206,800	268,500
209,000	271,600
211,200	274,700
213,300	277,800
215,500	280,600
217,700	283,400

217, 500	284, 600
219, 800	287, 600
222, 200	290, 600
224, 600	293, 600
227, 000	296, 600
229, 300	299, 600
231, 700	302, 400
234, 100	305, 200
236, 500	308, 000
238, 700	310, 700
241, 800	313, 500
244, 900	316, 300
248, 000	319, 100
251, 100	321, 700
254, 200	324, 500
257, 300	327, 300
260, 400	330, 100
263, 400	332, 700
266, 500	335, 200
269, 600	337, 700
272, 700	340, 200
275, 800	342, 600
278, 600	344, 800
281, 400	347, 000
284, 200	349, 200
287, 100	351, 500
290, 100	353, 800
293, 100	356, 100
296, 100	358, 400
299, 100	360, 500
301, 500	362, 600
303, 900	364, 700
306, 300	366, 800
308, 600	368, 800
310, 000	370, 700

219, 900	286, 100
222, 200	288, 900
224, 600	291, 800
227, 000	294, 700
229, 400	297, 600
231, 700	300, 400
234, 100	303, 000
236, 500	305, 600
238, 900	308, 200
241, 100	310, 700
244, 200	313, 500
247, 300	316, 300
250, 400	319, 100
253, 500	321, 700
256, 600	324, 500
259, 700	327, 300
262, 800	330, 100
265, 800	332, 700
268, 800	335, 200
271, 800	337, 700
274, 800	340, 200
277, 800	342, 600
280, 500	344, 800
283, 200	347, 000
285, 900	349, 200
288, 700	351, 500
291, 600	353, 800
294, 500	356, 100
297, 400	358, 400
300, 300	360, 500
302, 600	362, 600
304, 900	364, 700
307, 200	366, 800
309, 400	368, 800
310, 600	370, 700

を

に

311,400	372,600
312,800	374,500

311,800	372,600
313,000	374,500

改め、同表備考中「助教授」を「准教授」に、「助手その他の職員」を「助教及び助手」に改める。

別表第２イの表中

「 1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
147,000	162,400	286,100
148,500	164,500	289,200
150,000	166,600	292,300
151,500	168,700	295,400
153,100	170,700	298,400
154,900	172,900	301,500
156,700	175,100	304,600
158,500	177,300	307,700
160,300	179,600	310,700
162,300	182,300	313,600
164,300	185,000	316,500
166,300	187,700	319,400
168,200	190,500	322,300
170,400	192,200	324,600
172,600	193,900	326,900
174,800	195,600	329,200
177,100	197,400	331,500
179,600	199,100	333,800
182,100	200,800	336,100
184,600	202,500	338,400
187,100	204,300	340,700
188,800	206,200	343,000
190,500	208,100	345,300
192,200	210,000	347,600
193,700	211,700	349,800
195,300	213,700	351,700
196,900	215,700	353,600

198, 500	217, 700	355, 500
200, 200	219, 600	357, 400
201, 900	222, 300	359, 300
203, 600	225, 000	361, 200
205, 300	227, 700	363, 100
206, 800	230, 500	364, 900
208, 500	233, 400	366, 700
210, 200	236, 300	368, 500
211, 900	239, 200	370, 300
213, 500	242, 000	372, 200
215, 200	244, 900	373, 800
216, 900	247, 800	375, 400
218, 600	250, 700	377, 000
220, 400	253, 600	378, 700
222, 200	256, 300	380, 300
224, 000	259, 000	381, 900
225, 800	261, 700	383, 500
227, 700	264, 400	385, 100
229, 500	267, 100	386, 700
231, 300	269, 800	388, 300
233, 100	272, 500	389, 900
234, 900	275, 200	391, 400
236, 700	277, 900	392, 900
238, 500	280, 600	394, 400
240, 300	283, 300	395, 900
241, 900	285, 900	397, 500
243, 700	288, 600	398, 900
245, 500	291, 300	400, 300
247, 300	294, 000	401, 700
249, 000	296, 500	403, 200
250, 600	299, 200	404, 600
252, 200	301, 900	406, 000
253, 800	304, 600	407, 400
255, 500	307, 100	408, 700
257, 100	309, 600	410, 100

を

258, 700	312, 100	411, 500
260, 300	314, 600	412, 900

」

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
148, 800	164, 400	286, 300
150, 300	166, 500	289, 400
151, 800	168, 600	292, 500
153, 300	170, 800	295, 600
154, 900	172, 800	298, 400
156, 800	175, 000	301, 500
158, 600	177, 200	304, 600
160, 400	179, 400	307, 700
162, 200	181, 700	310, 700
164, 300	184, 500	313, 600
166, 300	187, 200	316, 500
168, 300	189, 900	319, 400
170, 300	192, 800	322, 300
172, 500	194, 500	324, 600
174, 700	196, 200	326, 900
176, 900	197, 900	329, 200
179, 200	199, 700	331, 500
181, 800	201, 400	333, 800
184, 300	203, 100	336, 100
186, 800	204, 800	338, 400
189, 300	206, 600	340, 700
191, 000	208, 500	343, 000
192, 700	210, 400	345, 300
194, 400	212, 300	347, 600
195, 900	214, 000	349, 800
197, 500	216, 000	351, 700
199, 100	218, 000	353, 600
200, 700	220, 000	355, 500
202, 400	221, 900	357, 400

204, 100	224, 600	359, 300
205, 800	227, 300	361, 200
207, 500	230, 000	363, 100
209, 000	232, 800	364, 900
210, 700	235, 700	366, 700
212, 400	238, 600	368, 500
214, 100	241, 500	370, 300
215, 700	244, 300	372, 200
217, 400	247, 100	373, 800
219, 100	249, 900	375, 400
220, 800	252, 700	377, 000
222, 600	255, 500	378, 700
224, 400	258, 100	380, 300
226, 200	260, 700	381, 900
228, 000	263, 300	383, 500
229, 900	265, 900	385, 100
231, 600	268, 500	386, 700
233, 300	271, 100	388, 300
235, 000	273, 700	389, 900
236, 700	276, 300	391, 400
238, 400	278, 900	392, 900
240, 100	281, 500	394, 400
241, 800	284, 100	395, 900
243, 300	286, 600	397, 500
245, 000	289, 200	398, 900
246, 700	291, 700	400, 300
248, 400	294, 200	401, 700
250, 000	296, 500	403, 200
251, 500	299, 200	404, 600
253, 000	301, 900	406, 000
254, 500	304, 600	407, 400
256, 100	307, 100	408, 700
257, 600	309, 600	410, 100
259, 100	312, 100	411, 500
260, 500	314, 600	412, 900

に改める。

第2条 津市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第35条第2項第1号中「100分の77.5」を「100分の75」に、
「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の津市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第35条第2項第1号の規定を除く。）は平成19年4月1日から、改正後の条例第35条第2項第1号の規定は同年12月1日から適用する。

(三重短期大学学長等の勤勉手当の特例)

3 平成19年12月に支給される三重短期大学学長、三重短期大学学生部長及び三重短期大学附属図書館長の職にある職員並びに行政職給料表の職務の級が6級以上の職員の勤勉手当については、改正後の条例第35条第2項第1号の規定は適用せず、なお従前の例による。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

4 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の津市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、任命権者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、任命権者の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

5 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 7 第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

津市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 43 号

津市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

「住 所」「住 所
第 1 号様式（裏）中 を 氏 名 に改める。
氏 名」 生年月日」

第 6 号様式中「印鑑登録証の」を「印鑑登録の」に、

「

☐ 紛失
☐ 盗難
☐ その他 ()

」
を
「

☐ 紛失
☐ 改印
☐ 不要
☐ その他 ()

」
に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成１９年１２月２５日

津市長 松 田 直 久

津市規則第４４号

三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第２１２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第５６条」を「第９０条」に改める。

附 則

この規則は、平成１９年１２月２６日から施行する。

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則及び津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 26 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 45 号

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則及び津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削る。

(津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 125 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「（平成 18 年津市規則第 6 号）」を削る。

第 1 号様式（その 2）を削り、第 1 号様式（その 1）中「（津市白銀環境清掃センター以外のごみ処理施設用）」を削り、

「搬入する廃棄物処理施設名	1	津市西部クリーンセンター	を
	2	津市クリーンセンターおおたか	
	3	津市河芸美化センター	

「搬入する廃棄物処理施設名	1	津市西部クリーンセンター	に改め、同様式
	2	津市クリーンセンターおおたか	
	3	津市河芸美化センター	
	4	津市白銀環境清掃センター	

を第 1 号様式とする。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条の規定による改正後の津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の津市白銀環境清掃センターの使用について適用し、施行日前の津市白銀環境清掃センターの使用については、なお従前の例による。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 26 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 46 号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成 18 年津市規則第 270 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の表中「100 分の 14」を「100 分の 14.5」に、「100 分の 2」を「100 分の 2.5」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日までの間、三重短期大学学長、三重短期大学学生部長及び三重短期大学附属図書館長の職にある職員並びに行政職給料表の職務の級が 6 級以上の職員については、改正後の津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則附則第 2 項の規定は適用せず、なお従前の例による。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 4 7 号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 1 8 年津市規則
第 2 7 号）を次のように改正する。

別表第 2 アの表中 「1 短期大学の講師の職務」 を「 短期大学の助教及び
2 短期大学の助手の職務」
助手の職務」に、「助教授」を「准教授」に改める。

別表第 5 アの表中

「	34	「	33	
	34		34	
	35		34	
	35		34	
	36		35	
	36		35	
	37		35	
	37		36	
	38		36	
	38		36	
	39	を	37	に改める。
	39		37	
	40		38	
	40		38	
	41		39	
	41		39	
	42		40	
	42		40	
	43		41	

「

」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 5 の規定は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

津市長 松 田 直 久

津市規則第48号

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成18年津市規則第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第7条の2」に改める。

第2章中第7条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

第7条の2 第3条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)には適用しない。

第9条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命じることができる場合)

第9条の2 条例第8条第2項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第11条中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第15条中「20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、160時間に条例第2条第2項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た)」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める」に

改め、同条に次の各号を加える。

(1) 斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）

160時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数

第17条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「第4項」を「第4項第2号」に、「である」を「又は任期付短時間勤務職員である」に改め、同条第4項中「20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数を加えて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数）から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数）（当該」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数

ア 当該年の初日に職員となった場合 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる場合にあっては、当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数）に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に職員となった場合 この号アの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

第 17 条の 2 次の各号に掲げる場合において、1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第 13 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる日数に同条第 2 項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、次の各号に定める率を乗じて得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が 1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における 1 週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における 1 週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間

勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における 1 週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における 1 週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における 1 週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を 8 時間とみなした場合の 1 週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を 8 時間とみなした場合の 1 週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における 1 週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

第 18 条中「20 日」の次に「（第 15 条各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数）を超えない範囲内の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数とし、1 日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。）」を加える。

第 19 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等」に改め、同条第 2 項中「第 15 条に規定する 1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 1 時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって 1 日とする。

(1) 次号から第 4 号までに掲げる職員以外の職員 8 時間

(2) 育児休業法第 10 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 育児休業法第 10 条第 1 項第 1 号 4 時間

イ 育児休業法第 10 条第 1 項第 2 号 5 時間

ウ 育児休業法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 4 号 8 時間

(3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(4) 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 8時間

第21条に次の3項を加える。

2 前項第12号及び第13号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。

3 1日を単位とする第1項第12号及び第13号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位として使用した第1項第12号及び第13号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(3) 不斉一型短時間勤務職員 8時間

第23条中「第21条第8号」を「第21条第1項第8号」に改める。

第24条中「第21条各号」を「第21条第1項各号」に改める。

第26条第2項中「第21条第8号」を「第21条第1項第8号」に改め、同条第3項中「第21条第9号」を「第21条第1項第9号」に改める。

（津市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第2条 津市職員の育児休業等に関する規則（平成18年津市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第23条」に改める。

第11条を第19条とする。

第10条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第18条とする。

第9条第2項中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条を第17条とする。

第8条の見出し中「勤務」を「育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務」に改め、同条中「第5条の3第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の7条を加える。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第10条 育児休業条例第8条の規則で定める日は、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）第9条第1項に規定する日とする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 第3条の規定は、育児休業条例第10条第5号の規則で定める方

法について準用する。

（育児休業条例第 11 条の勤務の形態について規則で定める勤務の日数及び時間）

第 12 条 育児休業条例第 11 条の規則で定める日数及び時間は、勤務日を引き続き 12 日を超えず、かつ、1 回の勤務が 16 時間を超えないものとする。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第 13 条 第 4 条第 2 項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第 14 条 第 6 条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

（育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付）

第 15 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。

(1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合

(2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合

(3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合

(4) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

2 任命権者は、次に掲げる場合には、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第 3 号に掲げる場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

(1) 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により職員を任用した場合

(2) 短時間勤務職員の任期を更新した場合

(3) 任期の満了により短時間勤務職員が当然に退職した場合

（短時間勤務職員の職務の級の決定の特例）

第 16 条 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の職務の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職務の級より上位の職務の級に決定することはできない。育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の職務の級についても、同様とする。

第 7 条の見出し中「人事異動通知書」を「育児休業に係る人事異動通知書」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の見出しを「（育児休業をしている職員の職務復帰）」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 3 項中「第 3 条第 2 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第 3 条 育児休業条例第 3 条第 4 号の規則で定める方法は、育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

（津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第 3 条 津市職員の給与の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）について、条例第 13 条第 2 項の」を「次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める」に、「当該再任用短時間勤務員」を「当該職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。） 条例第 13 条第 2 項
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員 津市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年津市条例第 35 号。以下「育児休業条例」という。）第 16 条の規定により読み替えられた条例第 9 条第 2 項又は第 13 条第 1 項
- (3) 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。） 育児休業条例第 18 条の規定により読み替えられた条例第 8 条又は第 9 条第 2 項

第 5 条第 1 項第 4 号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年

法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第 7 条第 1 項中「月額）」の次に「（育児短時間勤務職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその額に津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年津市条例第 34 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により任命権者が定めた勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、任期付短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により任命権者が定めた勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。））」を加える。

第 14 条第 2 項第 1 号ア中「津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年津市条例第 34 号。以下「勤務時間条例」という。））」を「勤務時間条例」に改める。

第 18 条第 4 号中「第 44 条」の次に「（育児休業条例第 18 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」を加え、同条第 7 号中「津市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年津市条例第 35 号。以下「育児休業条例」という。）第 5 条の 3 第 1 項」を「育児休業条例第 7 条第 1 項」に改める。

第 19 条第 2 号及び第 3 号中「その他」を「、任期付短時間勤務職員その他」に改める。

第 21 条中「の職員又は」を「の職員、」に、「として」を「又は任期付短時間勤務職員として」に改める。

第 24 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の 2 分の 1 の期間

第 30 条第 4 号中「第 5 条の 3 第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改める。

第 34 条第 2 項第 9 号を同項第 10 号とし、同項第 8 号を同項第 9 号とし、同項第 7 号中「第 9 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項中第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 津市職員の通勤手当の支給に関する規則(平成18年津市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第3項」の次に「(津市職員の育児休業等に関する条例(平成18年津市条例第35号)第16条又は第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

(津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(平成18年津市規則第211号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

(平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第6条 平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年津市規則第271号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号ウ中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同条第7号中「)第6条」を「)第8条」に改める。

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 切替日以降に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(次条第1項第3号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

第4条第1項第1号及び第2号中「第4号」を「第5号」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「得た額」の次に「(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により任命権者が定めた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けて

いた給料月額

(津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第7条 津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成19年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基準額に津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号）第2条第2項の規定により任命権者が定めた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

津市告示第 3 0 6 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0468959	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 30 日
0014944	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 12 月 1 日
0430215	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 12 月 3 日
2160815	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 12 月 7 日
9104839	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 12 月 8 日
3106510	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 12 月 10 日

津市告示第307号

下記の者に対する督促状は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成19年12月25日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 3 0 8 号

本市の公金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関の指定について、次のとおり市議会の議決を得たので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 8 項の規定に基づき告示する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 金融機関名 株式会社百五銀行
- 2 指 定 期 間 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 3 0 9 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

指定した工事店

工 事 店 名	所 在 地	指 定 期 間
大創設備	津市あいつ台三丁目 1 1 番 5 号	平成 1 9 年 1 2 月 1 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
株式会社鈴鹿水道	鈴鹿市野辺野二丁目 6 番 1 6 号	平成 1 9 年 1 2 月 1 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
株式会社山本建設	津市美杉町竹原 1 6 7 8 番地	平成 1 9 年 1 2 月 1 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

津市公告第 181 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 19 年 12 月 21 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 19 年 12 月 17 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市半田字池町 626－1 ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府柏原市大正三丁目 4－2
大洋開発株式会社
代表取締役 井上 喜七

津市公告第 182 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 19 年 12 月 26 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 19 年 12 月 20 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市藤方字内浜田 1397
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市藤方 1096
飯田 麻記子

津市公告第 183 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 19 年 12 月 26 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 19 年 12 月 20 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市美川町 19－1、20－1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市乙部 3－23
中川末男、中川ひで

津市公告第 184 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 19 年 12 月 26 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 19 年 12 月 20 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一身田平野字護摩田 11－8 ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市広明町 418－1
株式会社 トップハウス
代表取締役 浪岡 昭

津市公告第 185 号

三重県津市大里小野田町を受益とする元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）大里小野田地区の土地改良事業計画の変更をするため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 2 項の規定に基づき下記事項について公告します。

なお、関係書類を津市農林水産部農業基盤整備課に備え置いて、平成 20 年 1 月 4 日から平成 20 年 1 月 10 日までの本市の休日を除く 5 日間縦覧に供します。

また、この事業施行の地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まない者またはこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとする者は、同法第 3 条の規定により、平成 20 年 1 月 15 日までに津市農業委員会に申し出て下さい。

平成 19 年 12 月 28 日

津市長 松 田 直 久

記

- 1 元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）大里小野田地区
計画変更の概要
- 2 予定管理者及び予定管理方法等
- 3 事業費の細目及び資金計画

津市公告第 1 8 6 号

津市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			面 積	用 途 区 分	
大 字	字	地 番		変更前	変更後
一身田上津 部田	口ノ坪	1 0 1 番 1	843 m ² うち 287.28 m ²	農地	農業用施 設用地

津市教育委員会告示第11号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成19年12月26日

津市教育委員会

委員長 中西 智 子

- 1 招集の日時 平成19年12月27日（木）午後2時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 平成20年度全国学力・学習状況調査について
 - (2) 津市立学校の管理に関する規則及び就学等に関する規則の一部の改正について
 - (3) 教育委員長の選任について

津市監査委員告示第 1 1 号

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、津市長及び津市農業委員会会長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 平 岡 益 生
同 永 田 正
同 山 中 利 之

監査の結果及び講じた措置の内容

平成 1 9 年 8 月 2 8 日付津市監査委員告示第 8 号公表分

監査対象部局等	総務部 総務課
【監査の結果】 市史編さんは専門的な知識を要する業務であり、かつ、合併前の旧市町村における市町村史は、編さん時期や資料の整備状況等が異なることから、大変困難な作業であるが、今後、関係部局との連携を図り、できるだけ速やかに編さん方針の構築に取り組まれるとともに、広く関係資料の収集及び整理、目録等の整備が行われるよう期待するものである。	【措置の内容】 市史編さんを行っていくにあたり、旧市町村の歴史的・文化的資料の散逸が懸念されることから、当分の間、旧津市に係るものについては各担当課において、その他の旧市町村に係るものについては、各総合支所において保管することとし、保管に係る考え方等については、総務部総務課が総括することとしています。
監査対象部局等	総務部 情報企画課
【監査の結果】 情報化推進事業として、平成 1 8 年 1 0 月に津市電子自治体構築計画を策定されているが、今後、同計画に定める電子申請システム、G I S（地理情報システム）、統合型文書管理システム、	【措置の内容】 G I S（地理情報システム）の導入にあたっては、平成 1 9 年 1 1 月 1 日より稼動しました。

電子入札システムの導入にあたっては、庁内各課との十分な調整を図り、円滑な実現に努められたい。	
監査対象部局等	財務部 契約財産課
【監査の結果】 本庁舎に係る行政財産使用料の納付期限を、津市会計規則に規定されたとおり（納入通知書の発行の日から15日以内）に定められていなかったもので指導した。	【措置の内容】 行政財産使用料の納付期限については、津市会計規則の規定どおり（納入通知書の発行の日から15日以内）に改めました。
監査対象部局等	市民部 市民課
【監査の結果】 窓口で収納された手数料について、指定金融機関への払い込みが遅れているものが見受けられたので指導した。 出張旅費において計算誤り（日当の減額調整漏れ）があったので適正に処理するよう指導した。 青谷地区環境保全協議会補助金については、申請者において交付申請や実績の内容などをより詳細に記載する旨、指導した。	【措置の内容】 窓口で収納された手数料について、金融機関への払い込みが遅れているとのご指摘につきまして、速やかに事務処理を行うよう措置しました。また、今後につきましても、公金収納を適正に管理するため、払い込みを翌日（金曜日及び休日分については休日明け）行うよう引き続き徹底を図りました。 出張旅費における計算誤り（日当の減額調整漏れ）について、適正額を算出し平成19年4月25日差額分を返納する措置を講じました。今後、適正に事務処理を行うよう徹底しました。 青谷地区環境保全協議会に対し、交付申請書や実績報告書の内容について、詳細な記載をするよう指導を図りました。

監査対象部局等	市民部 津リージョンプラザ
【監査の結果】 当施設は開館後１９年が経過し、施設及び設備の老朽化が著しいため、平成１７年度から「津リージョンプラザ施設及び設備の改修・更新３か年計画」に基づき整備に取り組まれているが、平成１９年には、お城ホールの舞台照明及び音響設備の改修工事が実施されることから、工事期間中は、他の本市施設の利用案内など利用者への適切な対応に努められたい。 なお、当年度末現在のお城ホールの利用率（利用日数／開館日数）は、７１．１パーセントとなっているが、また、その使用料減免率（減免金額／減免前使用料）は３１．１パーセントとなっており、リニューアル後は施設利用率の一層の向上に努められるとともに、指定管理者制度の導入をも含めた効率的な管理運営方法への見直しを検討されたい。	【措置の内容】 「工事期間中は、他の本市施設の利用案内など利用者への適切な対応に努められたい」については、工事期間中は市内の他施設を積極的に使用するようリージョンプラザ管理事務室来館者に対し周知するとともに、抽選会時や館内の貼紙などによっても周知を行いました。 「施設利用率の一層の向上に努められるとともに」についてはリージョンプラザの案内表示板による利用向上のための掲示や、施設案内パンフレットの増刷を行うなどして、利用率の向上に努めております。
監査対象部局等	健康福祉部 こども家庭課
【監査の結果】 全国的に問題となっている保育所入所負担金の未納問題について、本市の未納額は約９，４４０万円（平成１９年５月１７日現在）となっているが、その未納原因を分析するとともに、徴収体制を確立し、悪質な滞納者に対しては滞納処分も視野に入れて、問題	【措置の内容】 滞納者別にリストを作成し、文書での督促通知や電話での催告や納付指導を行うなど措置を講じました。

の解決に努められたい。	
監査対象部局等	健康福祉部 保健センター
【監査の結果】 中央保健センターにおいて、当年度の歳入に係る（社）津地区医師会への市有地賃貸料約９３万円について、平成１９年３月３１日までに当該歳入の調定が行われていなかったため、法令及び津市会計規則の規定を踏まえ、必要な是正措置を講じるよう指導した。 芸濃保健センターにおいて、同センター使用料の減免に当たり申請書の一部に不備があったため、津市保健センターの設置及び管理に関する条例（この項において「保健センター条例」という。）第８条に基づく減免申請理由の記載について指導した。 安濃保健センターの使用許可に当たり、使用許可申請書への押印が求められていたが、保健センター条例及び同条例施行規則に基づき、申請者に手続上の過度の負担を求めることのないよう是正を指導した。	【措置の内容】 （社）津地区医師会への市有地賃貸料約９３万円が、平成１９年３月３１日までに当該歳入の調定が行われていなかったことについて、調定処理を行うとともに、同会への請求事務の適正化を図りました。 芸濃保健センターにおいて、使用料の減免に当たり申請書の一部に不備があったことについて、津市保健センターの設置及び管理に関する条例に基づき、減免申請理由の記載を行う旨の事務処理の統一を図りました。 安濃保健センターの使用許可に当たり、使用許可申請書への押印が求められていたことについて、保健センター条例及び同条例施行規則に基づき、押印不要とする事務処理の統一を図りました。
監査対象部局等	農林水産部 農林水産課
【監査の結果】 J A受託者部会負担金は実質的に助成金に当たることから、津市補助金等交付規則に定める補助金等交付申請書の提出をはじ	【措置の内容】 平成１９年度よりJ A受託者部会に対して、津市補助金等交付規則に基づく津市農林業振興補助金交付要綱の「営農・生産団体育成補助金」として、適正な手続きのもと補

めとする適切な手続きを行うよう是正を指導した。 津市農業振興地域整備計画の変更（農用地利用計画に係る農用地区域からの除外）に当たり、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条第3項で準用する同条第1項は「農業協同組合」の意見聴取を、また同法施行規則第3条の2第2項で準用する同条第1項は「農業委員会」の意見聴取を義務付けていることから、同計画の変更に当たっては当該法規に基づくこれらの手続きを経て行うよう是正を指導した。	助金として支出するように処理を行いました。 平成19年度より農業協同組合からの意見聴取を行うよう是正しました。また、農業委員会からの意見聴取についても平成20年度に予定しております大幅な見直しより実施することで協議に入っております。
監査対象部局等	農林水産部 農業基盤整備課
【監査の結果】 新池堤体に係る行政財産使用料の調定に漏れがあったことから、速やかに適正な処理を行うよう指導した。	【措置の内容】 新池堤体に係る行政財産使用料の調定に漏れがあったことについて、平成19年6月1日に過年度ため池堤体等使用料として調定するとともに、当該占用者に納付書の発行を行い、6月6日に納付されました。
監査対象部局等	農業委員会事務局
【監査の結果】 農地法第84条に定める小作地の所有状況を記載した書類の作成及び縦覧については、早期に実施されるよう指導した。 農業委員視察研修において、旅費の計算誤りがあったため、必要	【措置の内容】 農地法84条に定める小作地の所有状況を記載した書類の作成及び縦覧を実施しました。 旅費の過払いについて5月に戻入し、是正しました。

な是正を指導した。 農地部会が2つあるが、法令に基づく許可処分については、一貫性が強く求められることから、適切な処分に努められたい。 農業委員会等に関する法律施行規則第10条の趣旨に照らし、これを広く一般に知らせる措置を講じられたい。	法令に基づく許可処分について、委員全員による認識の共有を図るため研修会等を実施しました。 津市農業委員会の農地部会は2部会制であることを津市ホームページ「農業委員会の概要」において第1・第2農地部会の区域を登載し、一般に広く周知する措置を講じました。
監査対象部局等	都市計画部 都市管理課
【監査の結果】 出張旅費において計算誤り（日当の減額調整漏れ）があったので適正に処理するよう指導した。	【措置の内容】 ご指導いただいた件につきまして、適正な処理をいたしました。
監査対象部局等	都市計画部 津駅前北部土地区画整理事務所
【監査の結果】 公共施設用地に係る行政財産使用料の納付期限を、津市会計規則に規定されたとおり（納入通知書の発行の日から15日以内）に定められていなかったので指導した。 土地区画整理審議会委員に対する費用弁償の支払いに漏れがあったので、適正に処理するよう指導した。	【措置の内容】 公共施設用地に係る行政財産使用料について、納付期限を納入通知書発行の日より15日以内に設定する措置をしました。 土地区画整理審議会委員に対する費用弁償について、今後は適正な処理をいたします。

監 査 公 表

津市監査委員告示第 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表する。

平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 平 岡 益 生
同 永 田 正
同 山 中 利 之

監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査実施年月日及び監査対象部局

監査実施年月日	監 査 対 象 部 局
平成 19 年 8 月 23 日	建設部 建設管理課、事業調整室、道路建設課、道路維持課、 市営住宅課、営繕課 防災危機管理室 選挙管理委員会事務局 収入役室
平成 19 年 8 月 28 日	下水道部 下水道管理課、下水道建設課、下水道施設課、河川課 水道局 水道総務課、営業課、工務課、浄水課、久居水道事業 所、安芸水道事業所、一志水道事業所（美杉分室を含 む。）

第 2 監査対象年度

平成 1 8 年度（以下「当年度」という。）

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、部課長等の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

なお、下水道部及び水道局については、現地に出向き実施した。

第4 監査の着眼点

監査に当たっては、主として以下の点に着眼し、実施した。

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計処理は法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは適切に行われているか。
- 4 財産の管理は適切に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は適切に行われているか。
- 6 事務処理は効率的かつ効果的に行われているか。
- 7 事務処理は法令等の規定に基づき適正に行われているか。

第5 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、各分野において努力が払われており、全般的には事務処理、財政運営とも適切に実施されていたが、一部において後述するように事務処理の不備等が見受けられたので、速やかに対処するよう指導した。また、監査時に見られた修正が望まれる軽易な事項については、その都度口頭で指導した。

各部課等の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

なお、事務処理等が法令等に違反しているものなど、早急に是正・改善を必要とするものについては「指導事項」に、今後、事務処理等の適正化・効率化を図るための検討を求めるものなどについては「所見」に記載した。

■建設部

建設管理課

当課では、部の業務に係る総括・調整のほか、道路、水路の占用許可及び占用料の徴収、道路台帳の整備、地籍調査に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

道路台帳の整備については、当年度末に道路網図の統合が完了し、路線情報の一部が検索可能となったところであるが、今後は道路台帳のデータ統合作業を速やかに進められ、道路行政の効率化に活用できるようにされたい。

地籍調査事業については、これまで順次実施されてきているところであるが、実施計画面積 684.83 平方キロメートルに対して、当年度末の調査済面積は 12.42 平方キロメートルで、進捗率は 1.8 パーセントであることから、制度の PR を行いつつ、引き続き積極的に取り組まれるよう期待するものである。

事業調整室

当室では、幹線道路の整備促進及び国、県、関係団体との調整等に係る事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

国道 23 号中勢バイパスの整備については、当年度、津（野田）工区の一部が開通し、鈴鹿・津工区と津（神戸）工区が新規事業化されたところであるが、当地域における同バイパスの必要性を踏まえ、速やかな全線開通に向け、今後とも国、県、関係団体と協働し地元調整に努められたい。

道路建設課

当課では、都市計画による街路事業の調査・計画及び工事の設計・施工のほか、道路及び橋梁の新設、改良等に伴う用地取得並びに工事の設計・施工に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

「中河原高洲町第 3 号線道路改良事業」について、当該工事は「入札執行後、地元との調整に不測の日数を要した」とのことで、工期延長を余儀なくされ、結果として平成 19 年度に繰り越されたものであるが、できる限り速やかに工事を完了されるよう取り組まれたい。

「上浜元町線街路事業」に係る物件移転補償について、事業者への補償

に消費税相当額を含める場合、当該事業者の仕入れ税額控除に係る要否判定を「事業者の聞取りを行った結果」により判断されているが、要否判定の際には、「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」等の資料を確認の上、その結果も記録・保管されたい。

道路維持課

当課では、道路、橋梁、水路及び交通安全施設などの補修工事の設計・施工のほか、三重県屋外広告物条例に基づく広告物の除却に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

道路・橋梁の維持管理において、最近、木曽川大橋の鋼材破断などの事例が発生していることから、経年劣化が原因と思われる事故の未然防止のため、施工履歴などを踏まえた長期的な維持管理計画の策定を検討され、効率的、効果的な維持管理に取り組まれない。

道路維持工事などに当たっては、再生資源及びリサイクル製品等を利用した環境面への取組みがなされているが、道路照明灯についても、けい光水銀ランプから経済性・耐久性に優れた高圧ナトリウムランプへの計画的な更新を行うなど、環境負荷への低減に取り組まれない。

市営住宅課

当課では、市営住宅等に係る施策の計画・調整、管理・処分、維持修繕、入居・退去及び家賃の徴収のほか、住宅新築資金等貸付事業に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

市営住宅は、平成19年4月1日現在、382棟・2,429戸あるが、その多くが昭和45年から50年頃に集中して建設され、施設の老朽化が著しいことから、財政上の制約も踏まえつつ、計画的に維持管理されるよう望むものである。

市営住宅の耐震診断については、階数の多い住宅から順次実施されているが、耐震化の施工率は、平成19年4月1日現在、約61パーセントと低いと、今後速やかに耐震診断を実施され、入居者の安全確保に努められたい。

家賃及び住宅新築資金等貸付金に係る元利償還金の収入未済額については、当年度末でそれぞれ約3億5千万円及び約8億3千万円と多額になっており、家賃については、督促状の発送をはじめ、個別訪問、悪質な家賃滞納入居者に対する明渡請求等の法的措置（当年度1件）が講じられているが、入居者の公平性を確保するため、今後もより一層滞納整理の強化に努められたい。

また、住宅新築資金等貸付金についても、当該事業特別会計へは毎年度一般会計から繰入れを余儀なくされている状況にあることから、効果的な償還金徴収体制の確立を図りつつ、法的措置も含め、各総合支所との連携を密にした徴収率の向上に努力されたい。

営繕課

当課では、各部からの依頼により、建築物の新築、改築及び改修工事に当たっての見積設計、監理等に関する事務などを分掌している。

（1）指導事項

特になかった。

（2）所 見

当年度は、新町小学校をはじめとした学校施設の耐震補強工事や、白銀環境清掃センター破砕処理施設改修工事、棕本浄化センター汚泥棟増築に伴う機械設備工事などの建築及び設備工事に係る設計、監理等が行われたところである。

今後早急な対応が必要とされる、耐震補強工事や施設の老朽化に伴う設備改修工事など、見積・設計等の依頼件数が増加するものと思われるが、限られた人員のなか、関係部局との密接な連携のもと、業務の効率化に留意され、より円滑に事業が実施できるよう努められたい。

なお、設計・監理業務においては、新工法などの技術習得が必要不可欠となることから、関係研修会への参加に努めるなど、職員それぞれの知識・技術の向上に期待するものである。

■防災危機管理室

当室では、地域防災計画に基づく災害対策の総合調整、災害対策本部・自主防災組織の設置及び育成強化、木造住宅に係る耐震診断及び耐震補強の推進、危機管理に係る事務の総括及び国民保護計画に関する事務などを分掌している。

（1）指導事項

特になかった。

(2) 所 見

平成19年4月に当地域で震度5弱の強い地震が発生し、改めて震災に対する関心が高まるなか、地震被害の軽減対策として、木造住宅の耐震診断事業（当年度実績800件）が実施されているが、耐震化が必要と判断された住宅も、多くが耐震補強事業（当年度実績32件）へと繋がっていないことから、地震災害を最小限に抑えるため、更なる耐震化の普及啓発に努められたい。

平成19年8月23日現在、自主防災組織の組織率は99.8パーセントで、ほぼ市内全域に設置されたところであるが、予想される東海・東南海地震にも備えるため、更なる防災意識の向上をはじめ、組織体制の強化や定期的訓練の実施など必要な対策に取り組まれたい。

これら自主防災組織に対しては、防災用資機材が貸し付けられているが、更新・修理等で将来的に管理が困難になることが予想されることから、その対応について検討されたい。

避難所に設置されている、ろ水機については、保守点検業務において、16箇所不良箇所が確認されているが、災害時、正常に稼働できるよう速やかに修繕を行われたい。

■選挙管理委員会事務局

当事務局では、平常時における選挙に関する啓発・周知、永久選挙人名簿の調製等の事務並びに選挙時における各種選挙の管理執行に係る事務などを行っている。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

市域における投票区については、131投票区から125投票区への統廃合が行われているが、投票区の最多有権者数は6,253人、最少が83人（いずれも平成19年6月2日現在）となっていることから、今後も地域の実情などに配慮し、引き続き見直しが望まれるところである。

直近の選挙における投票率については、県内・全国平均を上回っているが、更なる投票率の向上のため、啓発活動の一環として実施されている白バラ講演会の開催などを通じ、より効果的な選挙啓発に努められたい。

開票作業所要時間について、平成19年7月の参議院選挙においては改善に取り組まれ、時間短縮が図られたが、経費の削減効果も得られることから、今後、開票事務のみならず投票事務においても効率的な作業の取組

みに努められたい。

■収入役室

当室では、現金、有価証券の出納・保管、支出負担行為の確認、債権者への支払い、決算の調製に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

現在、市の施設の電気・ガス・水道・電話料金の請求が月約2,000件に及んでおり、公共料金支払管理（口座引落）システムの平成20年度の稼働に向けて調整が図られているところであるが、当該支払事務が簡素・効率化されることにより、経費削減にも繋がることが期待できることから、その円滑な実現を望むものである。

また、地方公会計の改革（複式簿記方式の導入など）が見込まれるなか、所要の準備に取り組まれるなど、更なる事務の効率化及び迅速化に努められたい。

資金の運用については、「津市資金管理及び運用基準」に基づき、金融機関の経営分析や市場金利の動向などを注視しながら、今後とも安全で確実かつ有利な運用に努められたい。

■下水道部

下水道管理課

当課では、下水道事業に係る計画及び調整、市街化区域内の排水施設の新設及び改良の計画、公共下水道の供用開始に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

下水道普及向上預金（みずすまし預金）補助金について、計算誤りが1件見られたので、適正に処理するよう指導した。

(2) 所 見

下水道事業特別会計については、現在、官公庁会計（単式簿記）方式により処理されているが、下水道使用料の適切な算定、将来にわたる経営状況の明確化等を図るため、公営企業会計（複式簿記）の導入が望まれていることから、これに向けて取組みを進められたい。

当年度は一般会計から下水道事業特別会計に約56億円が繰り出されているが、雨水処理経費など一般会計が負担すべき経費と、本来、下水道使

用料などで賄われるべき経費（汚水処理経費など）との負担区分の明確化と併せ、下水道使用料についても適正化に努められたい。

雨水流出抑制策として、補助金制度により、下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留施設への転用を図られているが、対象施設の目標数を設定し、効果の検証を行われるとともに、既設置者に対しては、浸水時に当該施設が有効に機能できるよう広報・啓発を図られたい。

受益者分担金・負担金及び下水道使用料の当年度末収入未済額は、それぞれ3,552万2千円及び1億725万1千円と相当額になっているため、今後とも負担の公平及び歳入確保の観点に立った滞納対策の強化を図られたい。

下水道建設課

当課では、公共下水道事業に係る設計及び施工・管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当年度も各処理区における流域関連公共下水道事業のほか、単独公共下水道事業及び都市下水路事業が実施されているが、平成19年度末の工事整備率の見込みは、流域関連公共下水道において、雲出川左岸処理区で73.0パーセント、志登茂川処理区で40.8パーセント、松阪処理区で84.9パーセントとなっている。

また、単独公共下水道については、全市で94.8パーセントとなっているほか、都市下水路については、事業費ベースで栗真町屋57.9パーセント、上浜97.0パーセントとなっているが、当年度からの事業が相当繰り越され、事業進捗の遅れが懸念されている。

当該繰越しについては、市町村合併の影響などから、やむを得ない面もあるが、安全管理に十分留意され、計画的に事業執行がなされるよう望むものである。

下水道施設課

当課では、終末処理場、下水道ポンプ施設及び排水施設に係る設備工事・修繕の設計及び施工・管理、下水道管きょ等に係る維持工事・修繕の設計及び施工・管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当年度においては、上浜第一排水機場ポンプ設備改修工事をはじめ、藤方第二排水機場遠方監視集中システム設置工事、下水道管現況調査業務の委託などが実施されたところであるが、台風や集中豪雨に備えて、施設整備計画に基づき、排水施設の整備及び管きよの維持管理事業を着実に進められるよう望むものである。

中央浄化センターから発生する処理後の汚泥ケーキについては、土壌改良材あるいは肥料としての利用を促進されるなど、減量化に取り組まれているところであるが、設備機器等の老朽化対策、汚泥から発生する臭気対策、津市南部産業廃棄物最終処分場の埋立容量の限界など、様々な課題があることから、引き続き施設の保全管理と併せた減量化方策の検討を進められたい。

河川課

当課では、準用河川の改修等に係る設計及び施工・管理、砂防事業、急傾斜地崩壊防止対策事業の調整等に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当年度の河川維持事業では、高郷井排水路改修工事をはじめ、準用河川月見川やサイエンス1号調整池などの草刈業務委託、藤方地内排水路のしゅんせつ業務委託などが実施され、河川改修事業では、準用河川五六川における護岸工事のほか、同河川改修に伴う用地測量の実施など第三期事業が開始されたところである。

土地利用の進展に伴う保水、遊水機能の減少により、河川への負担も増大していることから、全市的な排水対策の一環として、引き続き五六川河川改修第三期事業に取り組まれるとともに、準用河川、幹線水路、調整池等の維持管理と併せ、急傾斜地崩壊対策事業の着実な実施にも努められたい。

■水道局

水道総務課

当課では、水道事業及び簡易水道事業の経営管理並びに経理、契約、財産管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

行政財産の使用許可書において、条件に不服がある場合は「市長に審査

請求することができる」旨などの教示に改めるよう指導した。

(2) 所 見

水道関係施設で、33の浄水施設のうち18施設が、99の配水池施設のうち39施設が昭和55年までに建設され、老朽化しており、管路についても耐震化率が低いことから、「津市水道事業基本計画」（平成19年3月策定）のもとに、これら施設の耐震化率の向上と老朽施設の更新等が望まれる。

しかしながら、当年度の水道事業会計決算状況は、市町村合併時に最も安価な水道料金に統一したことなどから、多額の純損失を生じ、繰越欠損金を加えた未処理欠損金は11億円超で、企業債残高も166億円以上となって、当該計画推進への影響も懸念されるため、水道料金の改定をはじめとする経営の健全化に向けた取組みを一層加速されたい。

簡易水道事業については、平成28年度までに水道事業との経営統合が進められつつあるが、水道未普及地域の解消を目指して、既存施設の効率化や経費の削減を図られるとともに、簡易水道料金のあり方も含めた経営の健全化方策に現段階から着実に取り組まれない。

営業課

当課では、検針、料金計算、収納、給水工事に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

水道料金の当年度末未収金は、約4億3千万円となっており、平成19年8月から料金滞納分の収納業務が外部委託されているが、今後、その効果も検証しながら収納率の一層の向上に努められたい。

メーター検針業務については、現在、個人に委託（委託金額約6,145万円）されているが、より効果的・効率的な業務の実施に向けた検討を進められたい。

工務課

当課では、給配水管、管網等の整備及び老朽管の布設替え等の維持管理並びに漏水調査に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

現在、水道施設の維持管理を効率的に行うため、合併前の旧市町におい

て構築された既存の水道管理システムのデータを有効活用し、市域における水道施設を網羅した水道管理総合システムの導入に向けた取り組みを進められているところであるが、同総合システムにより、災害時の復旧対応及び施設更新時期の平準化と費用の効率化が期待できることから、その速やかな実現に努められ、維持管理に要する費用対効果を高められるよう望むものである。

浄水課

当課では、浄水場、ポンプ場の運転・維持管理、水質検査、利水調整、水源の水質保全に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

三雲・高茶屋の両浄水場においては、浄水施設の運転・維持管理の一部民間委託により、効率的な水道経営に寄与されているが、今後も、片田浄水場における運転管理の一部民間委託などにより、事業の効率化に努められるとともに、巡回点検や水質管理などの作業を通じ、安全でおいしい水道水を安定供給されるよう望むものである。

また、浄水施設の維持管理等の作業に当たっては、平成19年2月の片田取水口における臨時職員の死亡事故を教訓として、労働安全衛生法に基づく再発防止と体制の確立に努められたい。

久居水道事業所、安芸水道事業所、一志水道事業所（美杉分室を含む。）

各事業所では、管内における水道料金の収納のほか、給水工事及びポンプ場・配水場の施設等の維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

各事業所において、漏水等の緊急時の対応を行っているが、特に安芸及び一志水道事業所においては、老朽化した浄水場、配水場、管路が多く、故障、漏水が多発している。

このため、安定した水道水が供給できるよう、今後とも各事業所における管路等水道施設の維持管理に十分留意されたい。

津市水道局告示第 2 0 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 0 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社 希生木	津市白山町二本木 5 2 6 0 番地	平成 1 9 年 1 2 月 1 4 日

津市水道局告示第 2 1 号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事の事業の廃止の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 6 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社井関土木	津市一志町高野 1 0 1 番地	平成 1 9 年 1 0 月 2 2 日